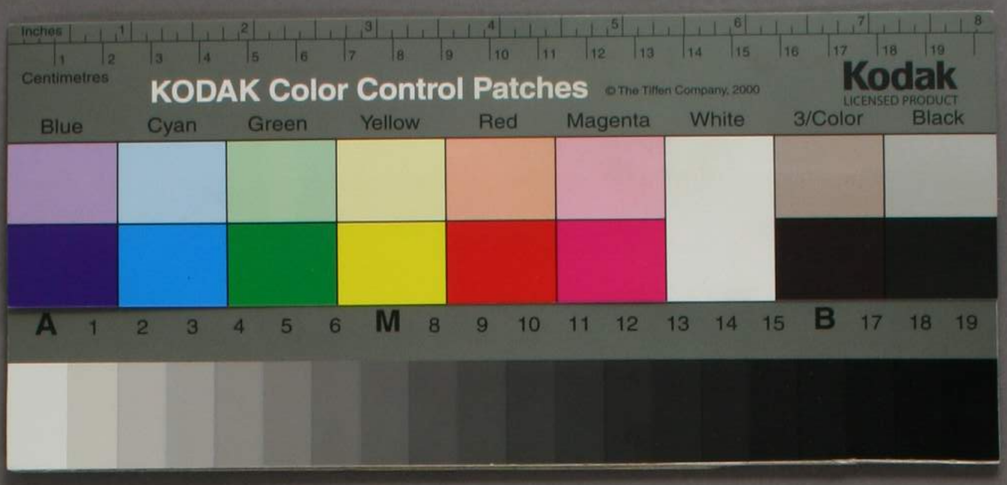
KODAK Color Control Patches
© The Tiffen Company, 2000
Kodak
LICENSED PRODUCT
Inches
Centimetres
Blue
Cyan
Green
Yellow
Red
Magenta
White
3/Color
Black

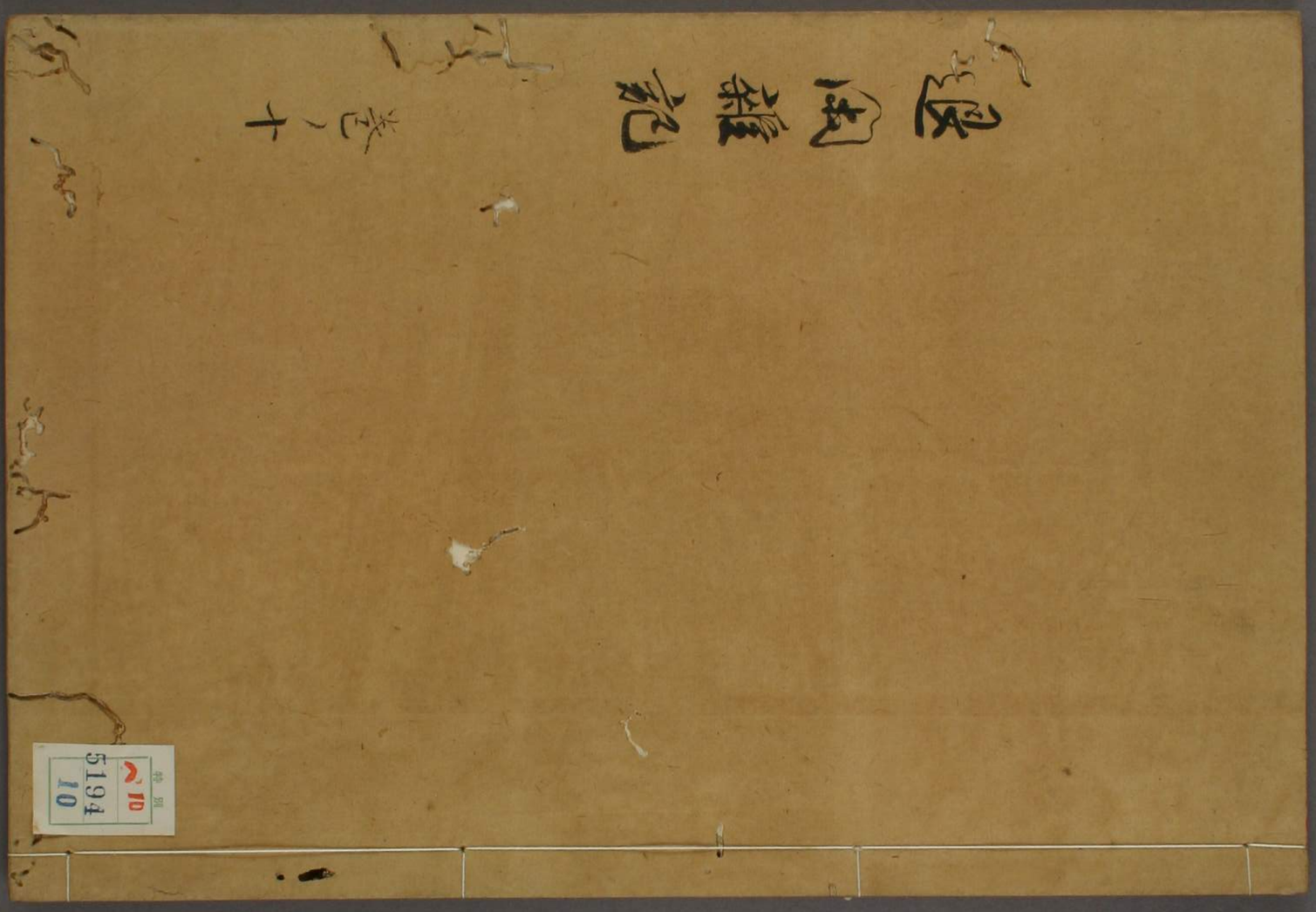
十一冊
5194
10

門へ10
5194
10

昭和三十年一月十八日購求

帝國圖書館藏

# 退閑雜記卷之十

丙辰八月九日江戸を立て十四日水戸に
つつきぬ
故ありて當日此所に泊りぬ
その夜管弦の興催し侯に主春の父
甲寅の人鶴殿ちもの下に死しぬし
ふるき童者まいりてやすらふ
いとかのつまとなりてをしまの秋やしる
楊升庵外集海船候氣見黃氣知有人畑國士

見白氣知有山峯巖壑見黑氣水也

又曰太平寰宇記曰不灰木俗多為鋌子燒之成炭而不灰出膝州予親見之其葉如蒲草束以為燎謂之萬年火把火浣布出蜀建昌其白如雪出於石隙元史所謂石絨也二物不同博物者宜知之

又曰屠蘇蕭子雲雪賦曰黯翠愚之飛揀沒屠蘇之高影始飄舞於圓池傳華於芳井杜工部冷淘詩曰願憑金騕裹走置錦屠蘇屠蘇菴也廣雅曰屠蘇平屋也通俗文曰屋平曰屠蘇魏略云李勝為河南大守郡廳事前屠蘇壞庾孫思邈有屠蘇酒方蓋取菴名以名酒後人遂以屠蘇為酒名矣何遜詩郊郭勤二頃形體憩一蘇又大冠六曰屠蘇礼曰童子幘無屋凡冠有屋者曰屠蘇晉志元康中商人皆著大韋詐曰屠蘇韋日覆兩耳會見賜見作天子

又曰俗以上澣中澣下澣為上旬中旬下旬蓋本唐制十日一休沐故東應物詩曰九日驅馳一日閑白樂天詩公假月三旬貽此乃唐制而今猶襲用之則無謂也

又曰尸位書云尸位詩云素飡商君謂之荒飢
吳起謂之枝官史云冗食又曰游手蝝蝗蠹賊
下不在田矣
又曰行氣訣曰天門常閉鼻地戶常閉口取之
到根丹田出之到蔕頂綿々若存用之不既審
能行之自然蟬蛻
又曰細席荀子曰臨患難不忘細席之言尸子
引子夏曰君子漸以飢寒而志不辟侈以五兵
而辭不懾臨大事不忘昔席之言昔音細講論
之席王吉所云廣厦細旃也

又曰李德裕云翰林院有懸鈴以備警急文字
引之以代傳呼也唐制禁署嚴密非本院人虽
有公事不敢遽入於內夫人宣事亦先引鈴每
有文書即內臣立於門外鈴声達本院小判官
出受訖授院使授學士鄭綮詩條鈴無響閟珠
宮韓偓詩坐久忽聞鈴索連玉堂西畔響丁東
[illegible]
[illegible]
又曰印色古方用革蘇油或用煎栅油[illegible]

近傳用穿山甲油取其不染試之良妙
今之紫粉古謂之芝泥今之錦砂古謂之丹膜
皆濡印染籀之具也
又曰琴弦用生天門冬碎之同煮色如白玉
又曰繫爪義甲妓女以鹿角琢為爪以彈箏曰
擊爪梁簡文箏詩俾絃時繫爪息吹治唇朱又
曰義甲唐劉言史詩送却玻璃義甲声
又曰扁舟本作鯿舟或問予詩人多用扁舟何
處為始予案南史天淵池新製鯿魚舟形甚狹
故小舟称扁舟六朝詩惟王由礼有扁舟夜向
江頭泊之句至唐人則多用之
又曰石尤江中水妖名此妖出必有惡風舟人
目打頭風曰石尤風猶嶺南人云颶母黃河人
曰益婆也
又曰蝴蝶或黑或白或五彩皆具其惟黃色一
種至秋乃多蓋感金氣也李白詩八月蝴蝶黃
深中物理今本改黃為來何其淺也白樂天詩
亦云秋夜紫濛々秋蝶黃茸々
又曰下門喪內典曰比丘患草喪佛聽作佛子
注草蟲昏喪也又曰下門喪古篆蚊作蟲從昏

従、爽又作一闕此即下門字敗之義顯然
又曰天鹿辟邪一角為天鹿兩角為辟邪[illegible]
角の獅子[illegible]
[illegible]
容齋隨筆曰今人嘖嘖不止者必唾唾祝云有
人說我婦人尤甚予案終風詩寤言不寐願言
則嚏鄭氏箋云我其憂悼而不能寐女思我心
是我則嚏也今俗人嚏云人道我此古之遺語
也乃知此風自古以来有之[illegible]

[illegible]
又曰人物以義為名者其別最多伏羲正道曰義
義師義戰是也衆所尊戴者曰義義帝是也典
衆共之曰義義倉義社義田義學義役義井之
類是也至行過人曰義義士義俠義姑義夫義
婦之類是也自外入而非正者曰義義父義兒
義兄弟義服之類是也衣裳器物之然在首曰
義髻在衣曰義襠義領合中小合子曰義子之
類是也合衆物為之則有義漿義墨義酒禽畜
之賢則有義犬義烏義鷹義鶻

又曰樂毅為燕破齊或譖之昭王曰齊不下者
兩城耳非其力不能拔欲久仗兵威以服齊人
南面而王耳昭王斬言者遣使立毅為齊王毅
惶恐不受以北自擅馮異定關中自以久在外
不自安人有章言異威權至重百姓歸心号為
咸陽王光武以章示異々上書謝詔報曰將軍
之於國家恩猶父子何嫌何疑而有懼意及異
破隗囂諸將欲分其功至書詣大司馬以下称
異功若丘山今人咸知毅異之為名將然非二
君之明必困譖口矣田單復齊國信陵君敗秦

兵陳湯誅郅支盧植破黃巾鄧艾平蜀王濬平
吳謝安卻苻堅慕容垂挫桓温史萬歲破突厥
李靖滅吐谷渾郭子儀李光弼中興唐室李晟
復京師皆有大功於社稷率為讒人所甚或至
殺身區々庸主不足責唐太宗亦未能免營々
青蠅亦可畏哉如[illegible]軍功[illegible]
[illegible]蕭何[illegible]代々功臣
[illegible]計[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]

たゞ其ことの談を話すなとても功ハ此の為に
こそしるされたれ しかしながら功ハいはゆる其
ハ猶たちに情なき事あれバ其の影をも生ずる
をこれ其郷の徒ひたすら捧会にくらべ
ありけるその構会にいたるまでハ浸潤膚受なく
にあらずつゐに此武氏が此の子孫をもつて東京と
名とし切りにおかしきことなしとの譜に其生
まれハ天のくらきを知らず一ひとりあまりそれをしる
ある呂東萊の語公の試にまさく論じてしひとく
たゞその贈呈の人これをさし称としこれを

布告の称とされたるも実に此の事実ハ
まなりけれ婦稚のたぐへにまでハ
其似のこれらにいたるまで閲なり菅公の清
涼殿にての賜衣なとしるべきもの其事である
けれハ其かゝるそれ礼真の像徳が篤忠れの
するがかれそれらの縁起にいかにもしるされて
ともかくもそれとなくかくのごとく人とも
まことにあるやうにハあるまじくれ皆称
ふかきことなり
此の部の史ハ歴史徴となすかれとなり　栗山

先帝の御とゝいひぬこゝいなの為山の博士
法師ぬし つゝ[illegible]父ふぶあ[illegible]御 信濃守[illegible]
寛永の[illegible]頃の[illegible]
人のあつめ[illegible]
[illegible]
帝の御輦[illegible]
庸[illegible]
龍顔を拝し[illegible]
[illegible]
龍顔和し[illegible]



[illegible]
帝[illegible]
[illegible]
帝いと武しかりけ[illegible]
[illegible]日本史[illegible]
前[illegible]
[illegible]
つ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

あくまでのまくは甚軽つゝりあけんと
まさしくその器ならハおのつから然は
頼ハまさにこゝろにてこれをおもしくをはり
ともかくへのさ餘りし此その生ミ合敏少敏
またき論するはつゝしむへきし西闘の論をなをそ
うちくゐきし余ほかりあみな餘 程をつかむへし
菩薩に深し布よう菩提心經あらしめ小く
なきたのそのもこゝろはしれまをのしはとまく
とりほしさ人のよう見ゐしにもさ餘ありさき
こゝろちかくいよもくをもしきるを之間もれ

よくかくこその本根とりあるに孫四合かく人さ
て菩薩をいれていつまくいにれハ菩薩のあ
いつれてとしくそのあれてとりあけそのあいとあ
つあくとりあるあれハされ菩薩とあるあるなり
まことのあいれとなくいれはるきしまつりそろへと
こしも敏かとりあけくれれあるしぬやうに
うちとの正なりあ根ろきしときには 糀七合もい
へしとなん

又曰東坡云凡人相與号呼者貴之則曰公賢
之則曰君自其下則爾汝之雖王公之貴天下

只畏而心不服則進而君公退而尔汝者多矣
予謂此論特沒世之俗如是尔古之人心口一
致事從其真並君臣父子之間出口而言不復
顧忌觀詩書所載可知矣箕子陳洪範對武王
而尔之金縢策祝周公所以告大王王季文王
三世祖考也而呼之曰尔三王自称曰予至云
尔之許我々其以龜与珪歸俟尔命尔不許我
我乃屏璧與珪殆近乎相質責而邀索也天保
報上之詩曰天保定尔戰穀閟宮頌君之詩曰
俾尔富而昌俾尔昌而熾及節南山正月板蕩

卷阿既醉瞻仰諸詩皆呼王為尔大明曰上帝
臨女指武王也民勞曰王欲玉女指厲王也至
或称為小子並此厲之君亦受之而不怒嗚呼
三代之風俗可復見乎晉武公請命乎天子其
大夫賦無衣所謂不如子之衣亦指周王也通
稱号呼[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

廣見聞錄曰 乾隆の比 [illegible] 嶽人吳三英會至日本國言

貨至彼則報島上市官判價無欺偽其風俗淳
朴道不拾遺婦人女子無人極褻狎終不亂又
曰市價不貳道不拾遺女不淫亂何風之淳也
聖教不行宜其有浮海之嘆歟過[illegible]
中[illegible]
[illegible]ーンシーンレイキ又コウ琉テキレイキ云ふあり
日本九州四國[illegible]
健史人云[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

又曰有人至日本文國東浦寨呼中國人為唐人猶西北人呼中國人為漢人也

容齋隨筆曰至今宮殿正中一間橫檻猶不施欄楯謂之折檻蓋自漢以來相傳如此矣

又曰北人以烏声為喜鵲声為非南人聞鵲噪則喜聞烏声則唾而逐之[illegible]

[illegible]

又曰龍言不善當有口舌事[illegible]

[illegible]

湯武[illegible]論[illegible]の判斷[illegible]に[illegible]湯武

[illegible]聖人[illegible]

[illegible]論人

[illegible]論[illegible]

[illegible]

人倫の大變[illegible]論述[illegible]あり[illegible]復

[illegible]卦[illegible]陽[illegible]

[illegible]補[illegible]聖人[illegible]

[illegible]

[illegible]國の德[illegible]殷[illegible]級

[illegible]仁[illegible]

[illegible]の評論[illegible]

[illegible]老[illegible]儒學の學[illegible]議[illegible]

[illegible]諸[illegible]

ましく寂然なる陸象山にて森一をかし康節氏
礼はつかふ倫理もなをざりなりて父子君臣の
情合はなき也しとぞやうになりけるは
王氏の学のついへにて浮屠氏の深淵に落たる
ことなりぬべし それはまこと情なきものなれ
はおのれか欲にまよふやうなりてまこと
いんしのしるしぞやものゝ多くひにおちたる
なかりこれらのことく日用のことをわすれて
すゑぞ学れ力学れまなびたる物
へなりはなれはわるくは篤就しうそあり

又森陽明それ程朱しとのるひしらつ王氏の所
なりくく味ひうそしるなるへし

容齋随筆曰人臣立社稷大功負海内重望久
在君側為所敬畏其究必至於招疑毀漢高祖
有天下韓信之力為多終以挾不賞之功戴震
主之威至於誅滅霍光擁昭立宣勢侔人主宣
帝謁見高廟光從驂乘上内嚴憚之若有芒刺
在背其家既覆俗傳之曰威震主者不畜霍氏
之禍萌於驂乘周亜夫平定七國景帝怒其固
爭栗太子由此疏之後目送其出曰此鞅々非

少主臣也訖以無罪殺之謝安却符堅百萬之
衆晉室復存功名既盛險詖求進之徒多毀短
之孝武稍以疎忌又信會稽王道子之言扇至
使避位出外終以至亡齊文宣之篡魏皆高德
政之力德政為相數強諫帝不悅謂左右曰高
德政恒以精神凌逼人遂殺之并其妻子隋文
帝將篡周欲引高熲入府熲忻然曰願受驅馳
縱公事不成亦不辭滅族及帝受禪用為相二
十年朝臣莫與為比類自以為任寄隆重每懷
至公無自疑意積為獨孤皇后漢王諒等所譖帝

欲成其罪既罷之後至云自其解落瞑然忘之
如本無高熲不可以身要君自云第一也迨于
煬帝竟以寃誅郭子儀再造王室以身為天下
安危權任既重功名復大德宗即位自外召還
朝所領副元帥諸使悉罷之李晟以孤軍復京
城不見信於庸主使之晝夜泣血為之腫卒奪
其兵百端疑忌幾於不免李德裕功烈光明佐
武帝中興威名獨重宣宗立奉册太極殿帝退
謂左右曰向行事近我者非太尉邪每顧我毛
髮為之森豎明日罷之終於貶死海外若鄭崇

韜安重誨皆然也[illegible]
[illegible]代々の史[illegible]
[illegible]の数人[illegible]
[illegible]やうに[illegible]
の学[illegible]
御当家の[illegible]
[illegible]多治井柳系[illegible]
[illegible]冥加の功臣[illegible]
[illegible]連枝乃方々[illegible]
[illegible]
氏[illegible]巫孝[illegible]

[illegible]
学[illegible]功臣[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
又曰續業ヒ書公羊傳注双生子事茲讀西京
雜記將一說甚詳云霍將軍妻一産二子髮所
為兄弟或曰前生為兄後生為弟今虽俱日亦
宜以先生為兄或曰居上者宜為兄居下者宜

為弟居下者前生今宜以前生為弟光曰昔殷
王祖甲一産二子以卯日生曰嚚以巳日生曰良則
以嚚爲兄以良為弟若以在上者為兄嚚亦當
為弟矣許莊公一産二女曰妖曰茂楚大夫唐
勤一産二子一男一女男曰正夫女曰瓊華皆
以先生為長近代鄭昌時文長倩並生二男滕
公一生二女李黎生一男一女並以前生為長
霍氏亦以前生為兄長此家可證なれどもこれ
は後の論じられはあれど双子の胎にあるは左右
みは前後ならびてあるも上下にあるもあり

いましらけ侍やあり分娩されなまくもち
うまごし此産論てふものも世にいそし殺さ承
なる数をもしらにするたなりあ多くの中
しらすの纈帯もならすもなく妊身のる麻
うみも足すとももしけへ産して後楼臥せ
むつかし血暈を発しもの病になるもの血暈もえ
やくとしれるはく産後の経あたへたらくなさぬ
とらのく天道にかなひたるは和智加にして害を
生ける事なきなれ
まさるしるべからけやなきにみへるとしまつるべしあり

今晉代王處仲ノ家ニ劉隗帝ヲすすめて王
氏ヲ除セント欲シ王導羣臣ヲ率ヒ闕
ニ詣シテ死ヲ請フ因テ家ニ入テ兄弟等
ひとりけて百口ヲ率ヒ郷ヲ出テ死ヲ待
ツ帝ハ使ヲ遣シテ導ヲ慰ム導ハ
紙ヲ以テ答ヘテ言ク臣ハ帝ノ下ニ在リ
れいまだ聞カズ況ンヤ逆ヲ謀ル等ノ輩
門ニ入テ臣ヲ害スルヲ聞キ即チ
ハ奴婢ヲ以テ殺シ
印ノ大ヲ以テ

たまつりて上ニ奏シ等ヲすすめ等いつる
ものれのまことをたちまちを王導
を導た因ニ家ニ入て王處仲ヲ
ヲ殺シ合族たまへるを聞キ
ヲいひ深セ
ニ深セられけ
ら家ニ數のおのれ
ハをもつて伯仁ヲ
まくこれ死セ
ヲ伯仁ヲ

[illegible]

論[illegible]伯仁[illegible]

[illegible]

野客叢書曰禁門曰黃闥公府曰黃閣郡治曰黃堂三公黃閣前史無其義人往往不得其說樂禮記士輝與天子同公侯大夫則畢鄭玄注士賤與君同不嫌也朱門洞啓當陽之正色三公之與天子礼秩相亜故黃其閣以示謙蓋是漢制張超與陳公戔拜黃閣將有日是也此見況約宗志而衛宏漢儀志謂丞相廳事曰黃閣或者不曉謂三公延於君故謂黃閣然名為黃閣非初用黃又考南史何尚之與婢共洗黃閣益信黃閣非虛名也郡治之黃堂由春申君在郡塗雌黃以厭火災遂為黃堂故事外臣下室庐鮮有謂黃者然服飾猶未之禁往往臣下亦通用之自唐高祖武德初用隋制天子常服黃袍遂禁士庶不得服而黃有禁自此始至明皇

天寶間回帛韜奏御案牀褥望去紫用黃制而
臣下一切不得用黃矣敕回用白紙唐高宗上
元間以施行之制既為永式白紙多蠹遂改用
黃除拜將相制書用黃麻紙其或學士制不自
中書出故猶用白麻紙所以有黃麻白麻之異
也詔晉時多用青紙見楚王倫太子遹等傳故
劉禹錫詩曰優詔發青紙表亦用黃紙觀前燕
錄載岷山公紙上表北史刑邵為人作表自買
黃紙寫送之曰知古者上下所書之紙不拘如
此李肇翰林志曰凡賜予徵召宣索處分曰詔

用白藤紙撫軍旅曰書用黃麻紙道觀薦告詞
文用青藤紙謂之青紙凡諸陵薦告上表用白
麻紙石林燕語曰唐中書制詔有四面紙而施
行者曰發曰勅用黃麻紙羕旨而行者曰勅牒
用黃藤紙赦書用消黃紙或云取其不蠹也東
齋雜記治平間以館中書多蠹更以黃紙寫又
知易白以黃者往々以避蠹之故非專為君命
而然乃効皇太子[illegible]
唐制[illegible]
野客叢書曰前漢食貨志曰漢興接秦之敝民

失其業大飢米石五千人相食高祖令民就食
蜀漢又案高祖紀二年関中大飢米斛萬錢人
相食令就食蜀漢皆同時事所書米價不同恐
稍先後之未可知王莽時黄金一斤易粟一斛
晉愍帝時米斗二金是一斗米易錢二十緡一
石粟為錢二百緡也後漢末董卓之乱百姓流
離穀石至五十萬庾潼關失守魯炅所守郡中
米斗五十千是一石穀為錢五百緡也梁侯景
食石頭常平倉尽米一斗七八萬錢是一石米
為錢七八百緡也自古米貴未有如是之甚者

漢明帝永平間粟斛三十匹典庾太宗米斗三
錢之價同東魏元象間穀斛九錢趙充國傳金
城湟中穀斛八錢漢宣紀穀石五錢自古米賤
又未有如是之甚者等一石穀耳賤而至于五
錢貴而至于七八百緡無乃太懸絶乎又曰惠
帝紀云視作所土者將軍四十金鄭氏曰四十
金四十斤金也晉灼曰近上三千石賜錢二萬
此言四十金實金也下凡言黄金真金也不言
黄金錢也食貨志黄金一斤直萬錢也後漢何
休注公羊百金之魚云謂一金萬錢緗素雜記

引一金萬銭以證晉王藁所市練布之價則是
一金萬銭不但秦漢為然自三代至晉莫不皆
然何千百年間金價一律如此今日之價視古
又何倍蓰耶まへゝく金穀価れすハ経済の大なる
事なり書籍にもよくかたらるゝをけふまであたらず
うちかくかたれハいと深く志り極めたるにやあらん
又曰光武時有得豹文之鼠問羣臣莫知惟竇
攸曰此鼷鼠也詔問所出曰見尓雅驗之果然
下し鼷鼠地にあるけものにしてふ獣を
於前のぬし江部ぬしめ豹鼠豹の文

ある前のとふられ鼷鼠なるやあやしく
江部七年の時まつあるしけらへれハかれハ天
へかへる雨ふりてあまりの枝にまちかけるあり
るまありけるに七年かうかれハ雨ふる雨とへのかたるそれ
思しうまくなりけれハ天への雨ふる雨とのこい
たるをうつけるいひけれハ言ハ先天ふるをい
しるをいひけるといふと此へハ地のうへハ天かう地の
うへハ居るハ天ふるをなるといひける人のなげしる
あるをけるいひける一とのあるうしるされハこひ
つゝ御おそれぬ

かれ方にてまうすふ一ところの名越の後州に移
しまいひしすを ふるいひ絶ひし江に移りと
さらふ口の代出てくれ人ころにわけひあふもまき
於ての代卑下たこもかくのこととも羽州於移
しちの家あまりてたことゝ氣も無し　一ところ由緒
れ山中の行しこすめのあらすの紙を八男とふことゝ
つゆ多のよ志りに集岡よ海郭さるところあるところ
ころえりる海郭に移りとあれい城のまつひ
なるいりて移の月にえ九まつきても於けい堀田正敦
殿臣ハ仙臺侯の舎弟なるものを養子にく堀田の家れ

統つきなひぬ所に於くらもあひくことくあひ
なきのつとえ江都のひしまくして於まつりとあり
りられ侯参政に擢挙あるからひゆけも才徳
あることゝ学問いても好きまひかる卑れい方にて移りと
以もとの人なも、まつありふるふ所しまふおのれぬ

銕網珊瑚曰清明上河圖爲宋人張擇端所畫真蹟全未見而此本城郭市橋之遠近屋廬林木之高下馬牛驢駝之大小出沒以及居者舟車之往還雜沓毛容縷析不可數計莫不曲尽意.態汴京盛時氣象彷彿可見聞嘉靖間一顯

者以此図賈奇禍固知遠權勢簡玩好乃持身
渉世之律令不可不謹也

冷泉為秀卿のかしらとなりてまもなく芳子
ひろく聲をとなへ秋の雨とともに消えぬ
ものをいひしふやんとなりて方れば夢入んと
おもひひとしくもゆのうち新まもなきを
うんのうちにあをまきたれあれ
ひとりとしてあるとまりとしてあるみ
法師なりてをもつなあん
ある日家れ来りて在のりみちを好ふ所
へ業の志をくし湘潭よりとしくむしてつみ
志をかたりて新の家に定家卿
の新の家にひろけ家にれんあの
とひとれいとんさくむしくおとんとを
ふりたちとみちとを新をを新をを
とを新しくうをの短冊はれ家

[illegible]

黄氏日抄曰寂公首決策親征國家獲安靜者
三十九年富公以片言斷桁服其狂謀不煩一
鏃前好益堅使王安石不生事擾之塞上之安
猶可保二公之功不其大矣乎而王欽若乃謂
寂公以陛下為孤注王拱辰乃謂富公但能增
金帛厚夷狄二公之功高見嫉大畧亦相似と

[illegible]

望みあるのもとハこれ小農夫の身をかけしなん
とおりてまうの道にかなふあらへたるくいはひ新たなり
うれしくかなよりこれ玉ハひろひとれハあまへ交え
於しはらく金銀よりなるべきといはるいとはやう
珠勝なら[illegible]ん古き実もあまり於しき於りなさ
て十年前へよりつこれ玉ハの白鹿ふ於をあるを
べきなるもあれちうふ谷川の岩中に於て取りしとふこ
於る於ふ人あるハまりて玄画山水あり一幅た
まいらハこれをもてはハの家のたからとなすべきといひ
ひらきとけハの鷹士小栗宗丹道にてつたへたるなり

なれハ此よのなけくたちまち玉となりしたぐひ
けの画一幅あらへけるとそのちそのせとうし
うはとみるにも温潤の光ありてあるのく水
晶石英のさまあるものにハあれ太くさきハ掬
手しるくうへ於りなりハますそれなる寶玉なり
されも寶玉とあれこの作画のならひ世に其れ
あはれといふへし仁徳ついやしきものにハあれとも
志の珠勝なる人のならひとのりしるかはりあ
るもこれ品以て寶とならの徴意なり
蛙田玄仙といふ者はいてものハ桐舎塩の産なり産

医を稼ぐ予が許へもきたりけれは人しく
しらすさせけるのちもつくれく才もありく学
もありけれはこの産論をかりてよくよみしらへ
つりひとつの利はたゝ臨月にあたれはいつにても産
させぬる事はならす月をたかへしぬる事も多病
の病に拘りとさ愈しぬるもありし覚しり多く
うけたまはりいひ尽しかたし皆も妊婦あれはし
たくみにまかしとめし以予にこそ彼の輪人の輪
をかりちり喋く利口にまかれける事しかへし
いふていやしむへきことにはあらねはよくその

手つからのつまにはなれいま小蔵し
しうちあれ産論の度は整體の御のしたしく
そのよしは大和のれをのみいまさしく多し産さ
せぬれは産門より胞衣をとく破水の御産
忽ちに産むらすりて臨産をなしたし撫てさ
自ら胞衣をもちれあまりて離をとまなし小
あるれは腹にあれは胞衣をとさけは破れし
て忽ちに産むる難みし又血暈の病に
稀にはしたやまさすにあたり小腹のつき
より跡ありくその跡絶れは血暈は一搐ども

[illegible]
[illegible]論[illegible]一[illegible]血
[illegible]論[illegible]太
[illegible]
[illegible]千[illegible]
[illegible]
[illegible]

遵堯錄曰富鄭常言君子小人如氷炭決不可
以同器若兼收並用則小人必勝薫蕕雜處終
必為臭其宰相及判河陽最後請老家居凡三

上書皆言天子無職事惟雜君子小人而進退之君子
與小人並處其勢必不勝君子不勝則奉身而退樂道
無汨小人不勝則交結黨扇千岐萬轍必勝而後已小人
既勝必遂肆毒於善良無所不為求天下不亂不可得也
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

上[illegible]林家[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]勉李[illegible]中五首
聖道由来自坦夷休迷佛學惑他岐死灰槁木
渾無用緣置心官不肯思
不聞鷄犬閑桑麻仁宅安居是我家畊種情田
勤礼義眼前風物任繁華
今古乾坤共此身安身須是且安民臨深履薄
緣何事祇恐操心近矢人
彩筆空々不染利刀割水々無痕人心但得
如空水與物自然無怨恩
權門来往絶行蹤一片閑愁過九峯不似在家
貧亦好水邊林下養疎慵
長者言曰閑人善則疑之閑人惡則信之此滿
腔殺機也
又曰男子有德便是才女子無才便是德いと
不う
又曰吳芾云與其得罪於百姓不如得罪於上
官李衡曰與其進而負於君不若退而合於道
又曰名利壞人三尺童子皆知之但好利之弊
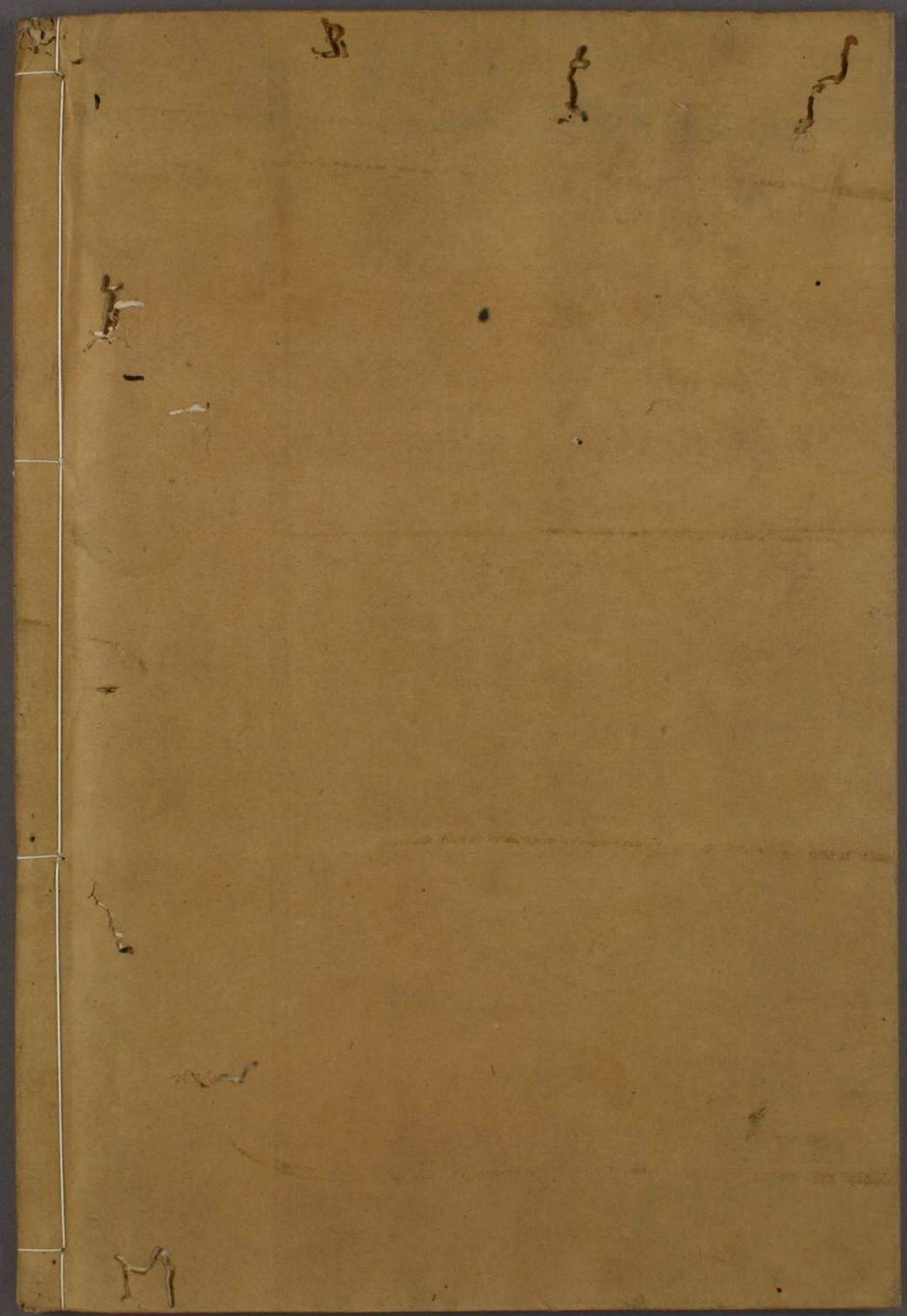
使人不復顧名而好名之過又使人不復顧君
父世有妨親命以潔身訕朝廷以責直者是可
怨也孰不可怨也いとうたらもこうもの
是をもてをもれく主ふもの是いふ
やうの事なれども金陳ひろい
ろう人四のもきふ めもうくひろうもいと
あきよ
又曰士大夫當有憂國之心不當有憂國之語
いとうたらもこう語是憂国れもも
れくてはつもの是ふ以くもれば